

誰もが輝ける優しいまちづくりプラン

～第3次村上市男女共同参画計画～

だれもが活躍し、ともに認め合い、支え合う、
あふれる笑顔のまち村上

(令和4年12月素案)

2023年（令和5年）3月



村上市

高橋市長あいさつ文

目 次

	頁
第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	2
2 国内外と本市のこれまでの経緯	3
3 計画の位置付け	11
4 計画の期間	11
5 計画策定にあたって	12
第2章 村上市の男女共同参画にかかる現状と課題	
1 統計データからみた市の現状	14
2 男女共同参画に関する市民意識	21
3 第2次村上市男女共同参画計画の評価	27
4 課題の整理と今後取り組むべき重点対策	32
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策体系	38
第4章 施策の展開（基本目標と具体的施策）	
■ 第4章の見方	40
基本目標1 互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり	41
施策の方向性1-(1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進	41
施策の方向性1-(2) 男女共同参画推進のための学習等機会の充実	43
施策の方向性1-(3) 身近な地域における男女共同参画の促進	44
施策の方向性1-(4) 多様性を尊重する環境の整備	45
基本目標2 家庭も仕事も男女がともに活躍できるまちづくり 【村上市女性活躍推進計画】	46
施策の方向性2-(1) 働く場における女性活躍の推進	46
施策の方向性2-(2) ワーク・ライフ・バランス並びに仕事と子育てや介護等が 両立できる環境整備の推進	48
施策の方向性2-(3) 農林水産業・商工自営業等のあらゆる分野における 男女共同参画の促進	50
施策の方向性2-(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	52

	頁
基本目標 3 だれもが安心して暮らせるまちづくり.....	54
施策の方向性 3-(1) 地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進.....	54
施策の方向性 3-(2) 環境保全活動における男女共同参画の推進.....	55
施策の方向性 3-(3) 困難を抱えた女性等への支援.....	55
施策の方向性 3-(4) 男女の生涯にわたる健康支援の充実.....	56
基本目標 4 男女間のあらゆる暴力を根絶するまちづくり 【村上市DV防止基本計画】	58
施策の方向性 4-(1) DVや性的暴力防止のための啓発.....	58
施策の方向性 4-(2) 相談体制の充実と被害者の安全確保.....	60
施策の方向性 4-(3) 自立に向けた支援体制の充実.....	62

第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の充実	64
2 市民、事業者、関係団体等と連携した推進	64
3 計画の推進体制図	65
3 計画の進行管理	66
4 計画の成果目標	67

資料編

本書の見方

マークについて

※n : 参考資料に用語解説があります。「用語解説」をご参照ください。

重点

: 本計画の重点施策・事業です。

継続

: 前計画からの継続施策・事業です。

拡充

: 前計画からの拡充施策・事業です。

新規

: 本計画からの新規施策・事業です。

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国内外と本市のこれまでの経緯
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 誰もが活躍できる社会の実現

世界では、2015年（平成27年）に国連持続可能な開発サミットで採択された、「持続可能な開発目標<SDGs : sustainable Development Goals>（以降、「SDGs」という。）」※1を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けて取組が推進されています。その中でも、目標5には、「ジェンダー※2等とすべての女性・女児のエンパワーメント※3」が掲げられて、性別を理由とする差別や不平等、女性や女児に対する暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることで、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会を実現することが、すべての目標達成において必要不可欠な要素とされています。

一方で、わが国では、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法（以降、「基本法」という。）」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。

しかしながら、2022年（令和4年）に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「ジェンダー・ギャップ指数※4（GGI : Gender Gap Index）」において146か国中116位となっており、ジェンダー平等に向けた取組は先進国の中でも極めて低いレベルにあります。また、新型コロナウイルス感染症の増加、感染拡大によるステイホーム、在宅ワーク、学校休校等を契機とした、経済的・精神的ドメスティック・バイオレンス※5（以降、「DV」という。）被害の増加、ひとり親世帯をはじめとした、女性の貧困等がコロナ禍の下で表面化・頻発化し、より深刻化したことで、わが国における男女共同参画の実現の重要性が改めて認識されています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み※6（アンコンシャス・バイアス）に対して、社会や地域の仕組み、ライフステージに応じた個人の意識の見直しを図り、誰もが活躍できる社会の実現を目指すことが求められます。

(2) 持続可能な地域社会の実現

村上市（以降、「本市」という。）でも人口減少が続いている中で、誰もが安心して自分らしく過ごすことができ、個性と能力を十分に発揮し活躍できるような環境の基盤を構築することが、人口減少に歯止めをかける持続可能な地域社会の実現のために必要となっています。

(3) 安全・安心な暮らしの実現

近年、自然災害が全国的に甚大化・頻発化している中、近いところでは本市も2022年（令和4年）8月の豪雨災害により大きな被害を受けました。災害時に、女性をはじめとした配慮が必要となる人たちのニーズへ対応するため、男女共同参画の視点による災害対応も必須であり、他にも女性の不安定就労、女性への家事・育児・介護等の集中、DV、貧困等の様々な課題に配慮した支援が必要となります。

(4) 課題解決に向けた計画策定

本市では、基本法に基づき、2012年（平成24年）に「第1次村上市男女共同参画計画」を策定しました。その後、2018年（平成30年）に「第2次村上市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

このたび、第2次計画の期間が満了することから、国の「第5次男女共同参画基本計画」や新潟県の「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の施策の動向を踏まえ、現在の社会情勢に対応する内容とするため、「村上市男女共同参画計画策定委員会」等での議論を重ねながら、「第3次村上市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 国内外と本市のこれまでの経緯

本市の第2次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度や計画、最近の動向は次のとおりです。

(1) 国際的な取組

男女共同参画に関する国際的な最近の動きでは、2020年（令和2年）に北京会議から25周年となる「北京+25」という節目の年を迎えました。新型コロナウイルスの影響により会合の延期がありましたが、2021年（令和3年）3月に、「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」に関する合意結論が、国際連合女性の地位委員会で採択されました。

また、2015年（平成27年）には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットから成る「SDGs」が掲げられました。「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係性の深いゴールも盛り込まれています。

さらに2020年（令和2年）年には、UN Women※7（国連女性機関）によりCOVID-19（以降、「新型コロナウイルス」という。）※8の世界的流行の影響で女性・女児に対する暴力は増加していることが発表されました。新型コロナウイルスの発生以降、ロックダウンによる窮屈で閉塞的な住環境のもと、安全・健康・金銭面での不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にDVの報告件数が増えている国があり、各国では様々な取組が行われています。

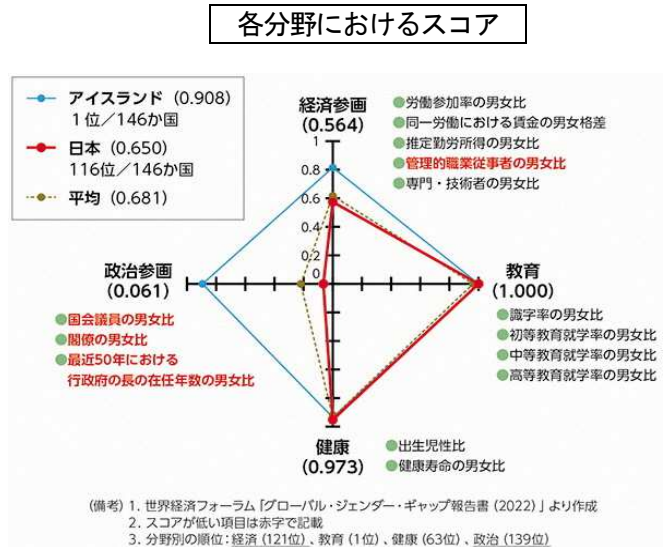
【参考資料1：ジェンダー・ギャップ（男女格差）指数に見る日本の状況】

「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界経済フォーラムが毎年発表している、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成される男女平等度を表す指数です。0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

2022年（令和4年）の日本の総合スコアは<0.650>、順位は146か国中116位（前回は156か国中120位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

諸外国で急速に男女格差が縮小しているのに引き換え、日本はその変化のスピードから大きく後れを取っていることは明らかで、特に、政治と経済の分野においては諸外国と比べて男女間の格差が大きい状況です。

上位国及び主な国の順位			
順位	国名	2022値	前年値
1	アイスランド	0.908	0.892
2	フィンランド	0.860	0.861
3	ノルウェー	0.845	0.849
4	ニュージーランド	0.841	0.840
5	スウェーデン	0.822	0.823
10	ドイツ	0.801	0.796
15	フランス	0.791	0.784
22	英国	0.780	0.775
25	カナダ	0.772	0.772
27	米国	0.769	0.763
99	韓国	0.689	0.687
102	中国	0.682	0.682
116	日本	0.650	0.656



日本は、「教育」の順位は146か国中1位（前回は92位）、「健康」の順位は146か国中63位（前回は65位）と世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は146か国中121位（前回は156か国中117位）、「政治」の順位は146か国中139位（前回は156か国中147位）となっています。

なお、今回順位の低かった経済、政治分野については、2022年（令和4年）6月に政府決定した「女性版骨太の方針2022」において『女性の経済的自立』、『女性の登用目標達成』等、国として重点的に取り組むべき事項が定められました。

経済分野については、「女性の経済的自立」を「新しい資本主義」の中核と位置付け、男女間賃金格差に係る情報開示の義務付け、女性デジタル人材の育成、看護・介護・保育など女性が多い分野の現場で働く方々の収入の引上げ等の取組が進められます。

政治分野については、2022年（令和4年）4月に公表された政治分野におけるハラスメント防止研修教材の積極的な活用等を通じて、男女共同参画の取組を推進しています。

また、国は、2022年（令和4年）5月、世界経済フォーラムが主導する「ジェンダー平等加速プログラム」(Closing the Gender Gap Accelerator)への参加を決定し、官民一体となり特に経済分野におけるジェンダー平等の取組の加速を目指しています。

資料出典：内閣府男女共同参画局総務課
「共同参画」2022年8月号より抜粋

(2) 国の取組

国際的な流れを受け、国においても男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策が推進されてきました。

2018年（平成30年）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」＜2021年（令和3年）改正＞が公布・施行されました。この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。2021年（令和3年）の改正では、国・地方公共団体の施策の強化の中に、セクシャル・ハラスメント※9やマタニティ・ハラスメント※10等への対応が追加されました。

2019年（令和元年）5月29日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が改正され、一般事業主行動計画について、①女性性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関して、それぞれ1つ以上の具体的数値目標を定めた行動計画の策定・届出を行うよう義務付けられ、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな加速段階に入りました。

2019年（令和元年）6月19日には、DVが児童虐待と密接な関連があるとされ、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」が改正されました。

そして、2020年（令和2年）12月25日閣議決定された、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として、

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の4つを提示し、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

なお、国の第5次男女共同参画基本計画では、社会情勢の現状や予想される環境変化及び課題として、次頁資料の8つをあげています。

**【参考資料2：国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」
が捉える社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題】**

- ①新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- ②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ③人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- ④法律・制度の整備（働き方改革等）
- ⑤デジタル化社会への対応（Society 5.0*）

※Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

- ⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- ⑦頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- ⑧ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

資料出典：
国「第5次男女共同参画基本計画 説明資料」より抜粋

2021年（令和3年）5月26日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。

加えて、2021年（令和3年）6月9日には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれました。

(3) 新潟県の取組

新潟県においても、女性の地位向上や男女共同参画の取組は、国際的な動向および国の施策を受けて行われてきました。

2021年(令和3年)3月には、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画(改定版)」を策定しました。

また、同年10月には、「第4回新潟県公民協働プロジェクト検討プラットフォーム共同宣言～『選ばれる新潟』の実現に向けて～」を、11月には、「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性 ほくとう宣言～」をそれぞれ発出しました。

2022年(令和4年)3月には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」<2002年(平成14年)制定>の基本理念に基づき、「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を策定しました。

【参考資料3：新潟県の関連計画】

◆「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」の概要

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

- 重点目標1 男女平等意識の浸透
- 重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
- 重点目標3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実
- 重点目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
- 重点目標5 生涯を通じた女性の健康づくり
- 重点目標6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

- 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 重点目標2 女性の能力の開発・発揮
- 重点目標3 女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備
- 重点目標4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- 重点目標5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

- 重点目標1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実
- 重点目標2 男性にとっての男女共同参画の促進
- 重点目標3 子育て環境、介護体制の充実
- 重点目標4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 重点目標5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

◆「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画(改定版)」の概要

基本理念 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力のない社会を目指して、配偶者暴力の防止と被害者の保護及び自立支援に取り組めます。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 基本目標Ⅰ 安心して相談できる体制づくり | 基本目標Ⅱ 安全な保護体制づくり |
| 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援体制づくり | 基本目標Ⅳ 関係機関との協働体制づくり |
| 基本目標Ⅴ DVを許さない社会づくり | 基本目標Ⅵ 適切な苦情対応 |

資料出典：新潟県「各計画」より抜粋

(4) 本市の取組

本市でも、男女共同参画の視点に立った女性の地位向上や男女共同参画の取組について、国際的な動向および国・県の施策を受け、2018年（平成30年）3月、「第2次村上市男女共同参画計画」を策定しました。基本目標の一つである“ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり”のもと、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な施策を展開しています。

また、2020年（令和3年）4月には、2020年（令和3年）4月1日から2025年（令和8年）3月31日までを期間とする「村上市特定事業主行動計画」を策定しました。2022年（令和4年）4月1日現在の市役所の職員のうち、36.5%が女性となっています。また、2022年度（令和4年度）の「各審議会等における女性登用率」は20.9%、「市管理的職位に占める女性職員の割合」は20.1%となっています。これら市の女性職員が安心・安定して、能力を存分に発揮できる環境を整備することが、未来の本市の成長につながると考えています。

なお、2022年度（令和4年度）をもって、「第2次計画」の計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や市民等の意識・実態・ニーズに対応し、さらに本市の男女共同参画社会の深化に向けた施策が展開できるよう、2023年度（令和5年度）を初年度とする「第3次計画」を策定するにあたって、2022年（令和4年）7月に市民の意見を計画に反映させるため、有識者や公募市民等で構成する「村上市男女共同参画計画策定委員会（以降、「策定委員会」という。）」を設置しました。

その後、2022年（令和4年）8月、次期計画策定のための「男女共同参画についての市民意識調査」を実施し、本市の現状と課題を踏まえ、策定委員会で検討を重ね、2023年（令和5年）3月に「第3次計画」を策定しました。

「男女共同参画についての市民意識調査」の概要

(1) 調査方法

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 調査地域 | 村上市全域 |
| ② 調査対象 | 村上市在住の満20歳以上の男女個人 |
| ③ 標本数 | 2,000人 |
| ④ 標本抽出法 | 住民基本台帳より無作為抽出 |
| ⑤ 調査方法 | 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送・WEBにより回収 |

(2) 調査項目

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| ① 回答者の属性 | ⑦ 防災・災害復興対策について |
| ② 男女の平等感について | ⑧ 暴力等について |
| ③ 家庭・結婚生活について | ⑨ ジェンダー・ハラスメントについて |
| ④ 就労について | ⑩ 男女共同参画の推進について |
| ⑤ 教育について | ⑪ 意見や要望 |
| ⑥ ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）について | |

(3) 調査期間

2022年（令和4年）7月29日から8月16日（調査票上の締切日）まで

*特記事項：8月3日からの大雨による災害発生。

(4) 回収結果

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 有効回収数 | 668件（女性375件、男性290件、その他・性別不明2件） |
| ② 有効回収率 | 33.4% |

(5) 男女共同参画社会の実現等に向けた取組と SDGs との関係性

SDGsとは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連持続可能な開発サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されているほか、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



出典：国際連合広報センター

SDGsのうち、男女共同参画社会の実現等に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

上図で示すとおり、男女共同参画社会の実現等は、SDGsの推進に寄与するものとなります。特に、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、SDGsにおけるすべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

これらのことから、「**第3次計画**」の推進は、**SDGsの推進につながる**ものとなります。

3 計画の位置付け

1. 本計画は、基本法に定めている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
2. 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村女性活躍推進計画」として位置付けます。
3. 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以降、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村DV防止基本計画」として位置付けます。
4. 国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を勘案した上で、「第2次計画」を継承し、発展させる計画です。
5. 本市の最上位計画である「第3次村上市総合計画」の分野別計画であり、関連する他分野の計画と整合性を図りながら推進します。
6. 市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための指針となる計画です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（抜粋掲載）

（都道府県推進計画等）

第六条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（抜粋掲載）

（都道府県基本計画等）

第二条の三

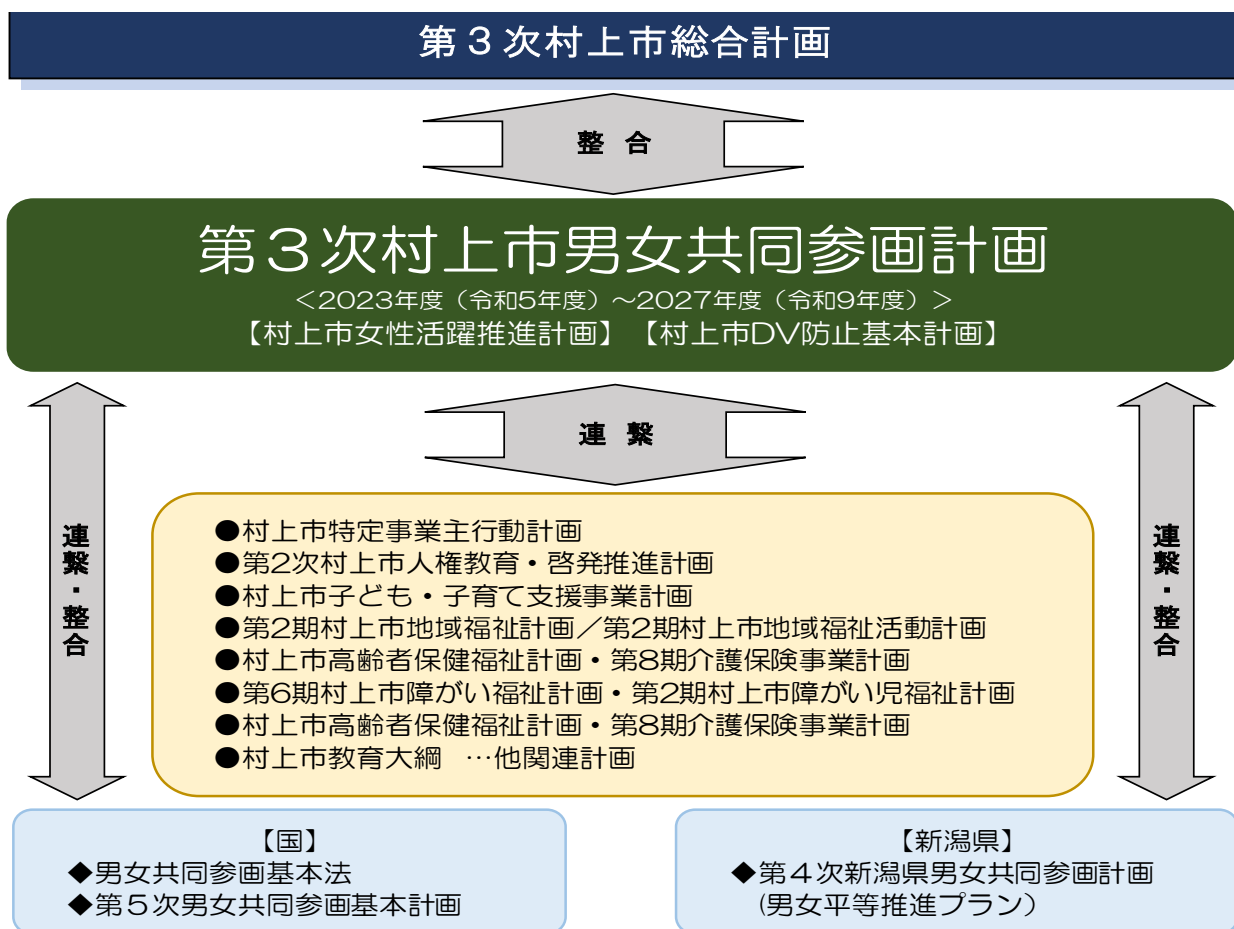
3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 計画の期間

「第3次計画」は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、法改正、社会情勢や経済状況などに変化があった場合には、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

計画の名称	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
村上市 第3次村上市総合計画	第3次(2022~2026年度)					次期計画	
第3次 村上市男女共同参画計画	第2次計画	第3次(2023~2027年度)				次期計画	
県 第4次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)	第4次(2022~2026年度)					次期計画	
国 第5次男女共同参画基本計画	第5次(2021~2025年度)					次期計画	

【各計画・法律等の関係図】



5 計画策定にあたって

「第3次計画」は、市民意識調査に基づく市民の意見や、村上市男女共同参画計画策定委員会からの提言をもとに策定した計画です。

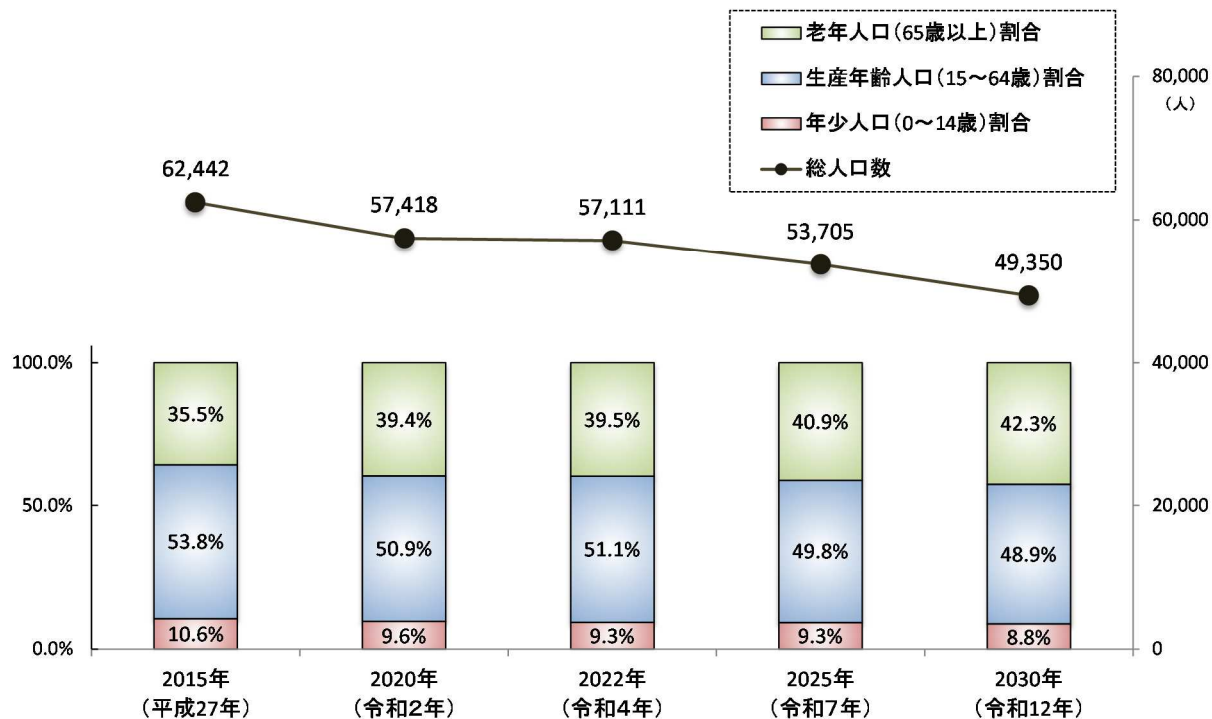
第2章 村上市の男女共同参画にかかる現状と課題

- 1 統計データからみた市の現状
- 2 男女共同参画に関する市民意識
- 3 第2次村上市男女共同参画計画の評価
- 4 課題の整理と今後取り組むべき重点対策

1 統計データから見た市の現状

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口及び年齢階層別人口割合の見通し



※2022年（令和4年）は住民基本台帳調べ値、

2025年（令和7年）及び令和2030年（令和12年）年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

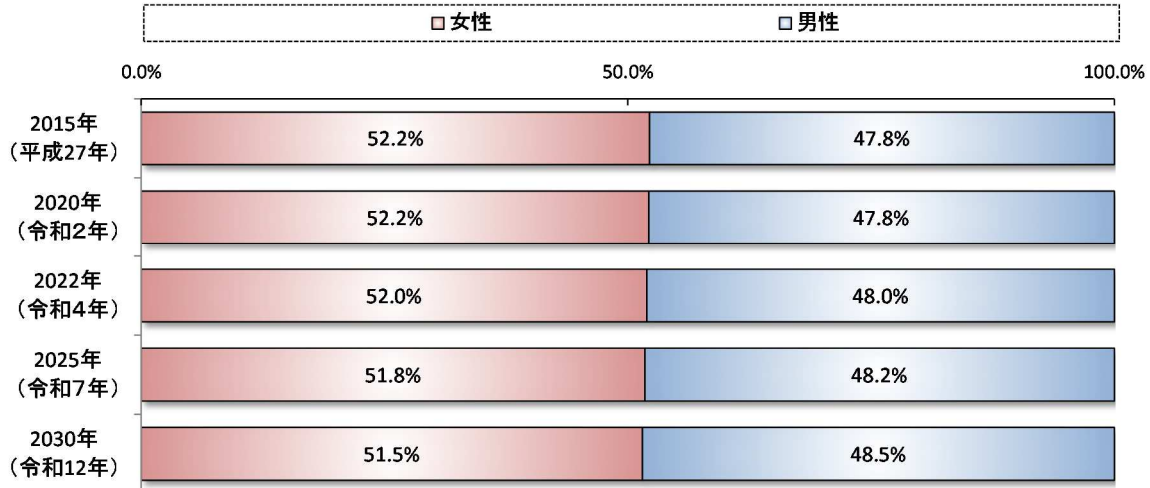
※総人口（総数）には年齢不詳を含むため、年齢別構成の合計は100%に一致しない場合があります。

資料：国勢調査＜各年10月1日現在＞、住民基本台帳調べ＜2022年（令和4年）1月1日現在＞、
国立社会保障・人口問題研究所

本市の人口は、減少傾向にあり、2030年（令和12年）には5万人を割り込むと推計されています。

また、年齢階層別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は急速に増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は、2025年（令和7年）には4割を超えると推計されています。

②男女構成比の推移



※2022年（令和4年）は住民基本台帳調べ値、

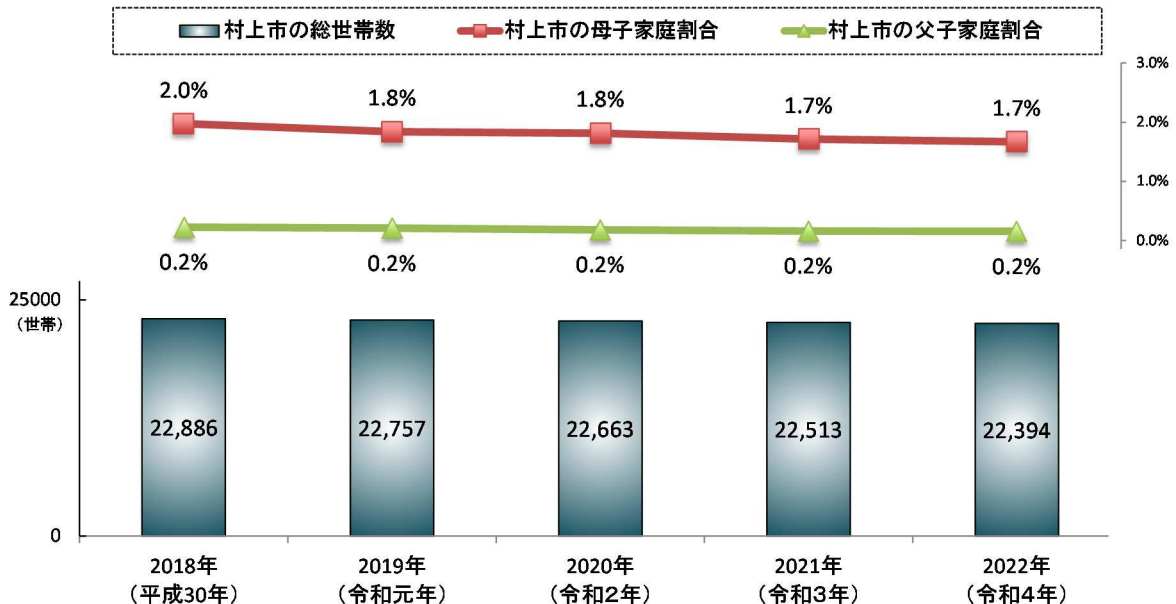
2025年（令和7年）及び令和2030年（令和12年）年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

※年齢不詳は除外した。

資料：国勢調査＜各年10月1日現在＞、住民基本台帳調べ＜2022年（令和4年）1月1日現在＞、
国立社会保障・人口問題研究所

人口の男女構成比をみると、わずかに女性の割合が男性の割合を上回っており、2022年（令和4年）1月1日現在で、女性が52.0%、男性が48.0%となっています。

③世帯数と母子・父子世帯割合の推移



※「世帯数」は外国人世帯を含む。

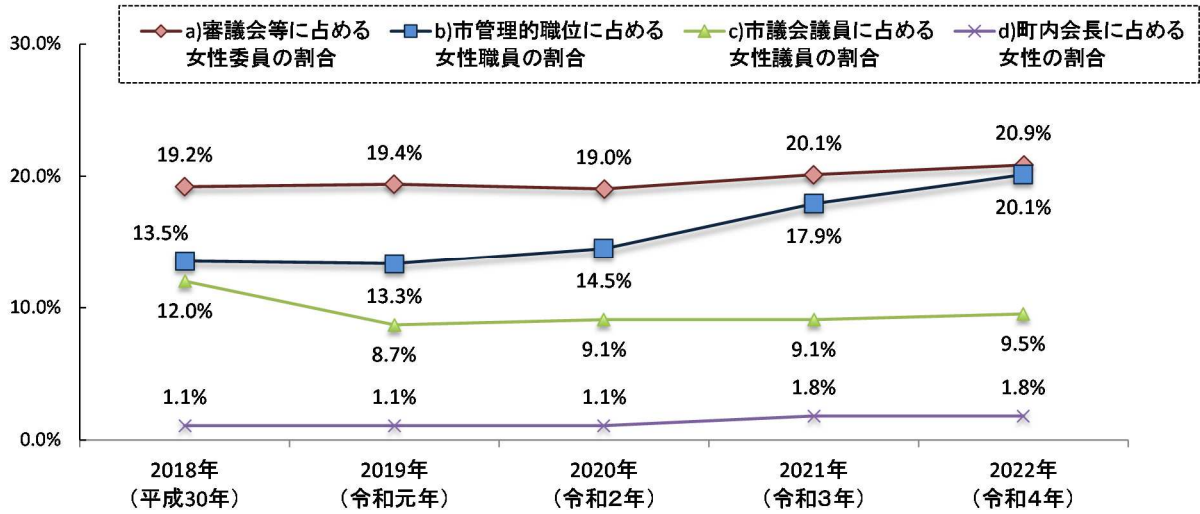
※割合算出の基となる「母子・父子世帯数」は各年4月1日時点での児童扶養手当の申請世帯数より算出しているため、実際の母子・父子世帯数とは異なる。

資料：「世帯数」は住民基本台帳調べ、「母子・父子世帯割合」は村上市子ども課調べ

世帯数、母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、世帯数及び母子世帯の割合は緩やかな減少傾向にありますが、父子世帯の割合は0.2%で推移しています。

(2) 女性の参画状況

① 様々な場面における女性の参画状況



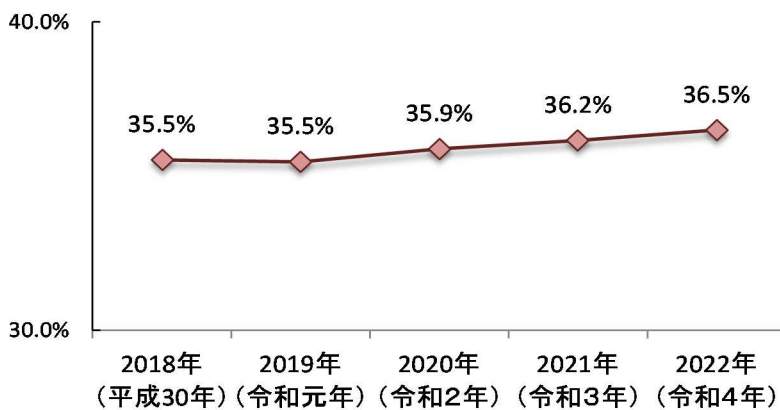
年度	a) 審議会等に占める女性委員の割合				女性比率 (%)	b) 市管理的職位に占める女性職員の割合			女性比率 (%)	c) 市議会議員に占める女性議員の割合			女性比率 (%)	d) 町内会長に占める女性の割合		女性比率 (%)
	審議会等数	審議会を含む女性数	委員数	女性委員数		職員数	女性職員数	職員数		女性議員数	議員数	町内会長数		女性会長数		
2018年 (平成30年)	43	30	692	133	19.2%	133	18	13.5%	25	3	12.0%	275	3	1.1%		
2019年 (令和元年)	43	33	665	129	19.4%	135	18	13.3%	23	2	8.7%	275	3	1.1%		
2020年 (令和2年)	45	30	646	123	19.0%	124	18	14.5%	22	2	9.1%	275	3	1.1%		
2021年 (令和3年)	48	29	651	131	20.1%	145	26	17.9%	22	2	9.1%	275	5	1.8%		
2022年 (令和4年)	48	31	676	141	20.9%	149	30	20.1%	21	2	9.5%	275	5	1.8%		

※「審議会等」においては、規則、要綱等で定める委員等を含む。

資料：左より順に、a)=村上市市民課生活人権室、b)=総務課人事管理室、c)=議会事務局、d)=総務課総務管理室調べ

審議会等や市の管理的職位、市議会議員、町内会長に占める女性の割合は上記のとおりです。「審議会等」や「市管理的職位」といった市における女性の参画は年々進む傾向にありますが、地域（町内会長）においては、依然として女性の参画が遅れています。

② 市職員における女性職員の割合の推移



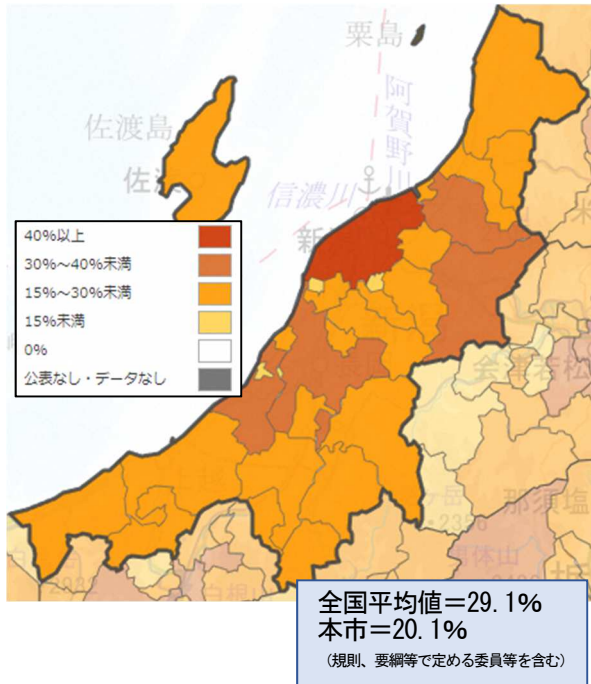
年度	市職員に占める女性職員の割合		女性比率 (%)
	職員数	女性職員数	
2018年 (平成30年)	774	275	35.5%
2019年 (令和元年)	767	272	35.5%
2020年 (令和2年)	758	272	35.9%
2021年 (令和3年)	755	273	36.2%
2022年 (令和4年)	759	277	36.5%

資料：総務課人事管理室調べ

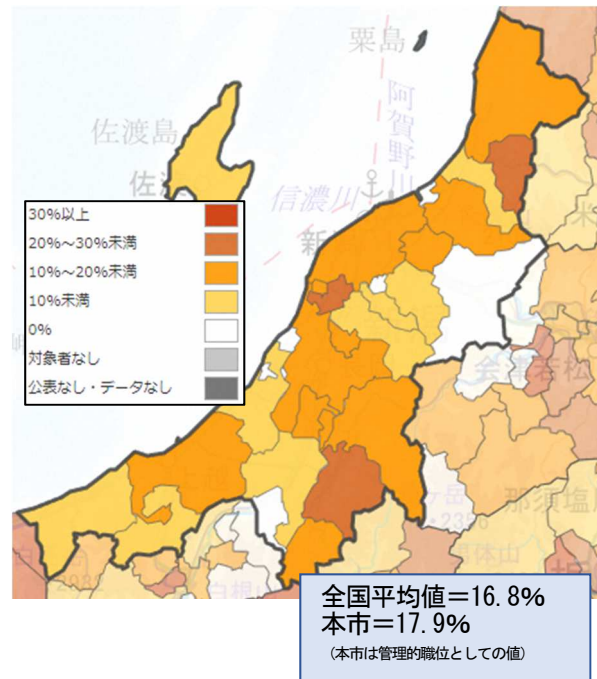
2022年（令和4年）現在の村上市役所における女性職員の割合は36.5%を占めますが、管理的職員の割合と比較すると、依然として乖離がみられます。

《参考資料》新潟県市町村の女性参画状況（令和3年度）

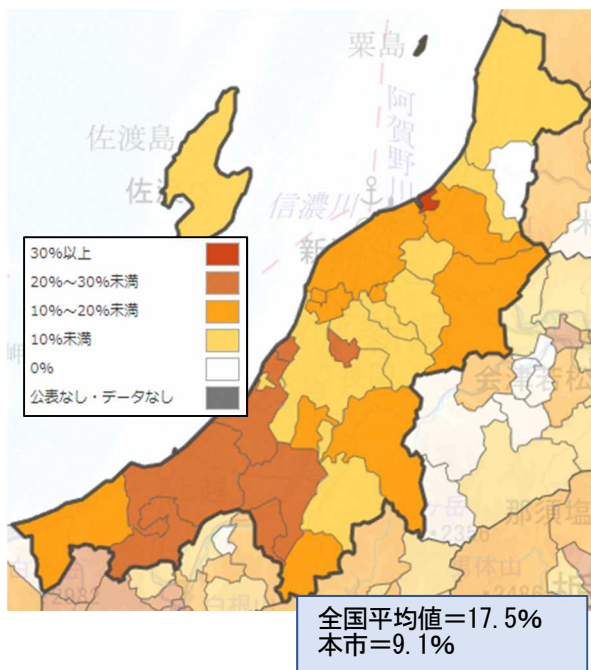
■ 審議会委員に占める女性の割合



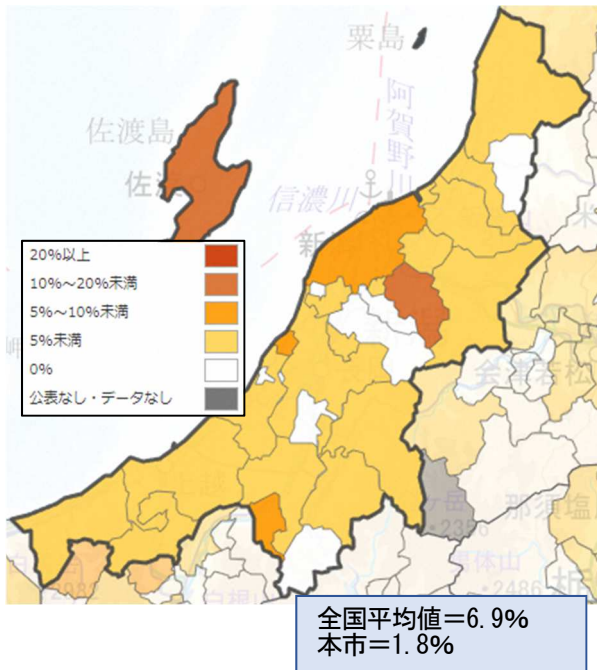
■ 行政職員に占める女性管理職の割合



■ 議会に占める女性議員の割合



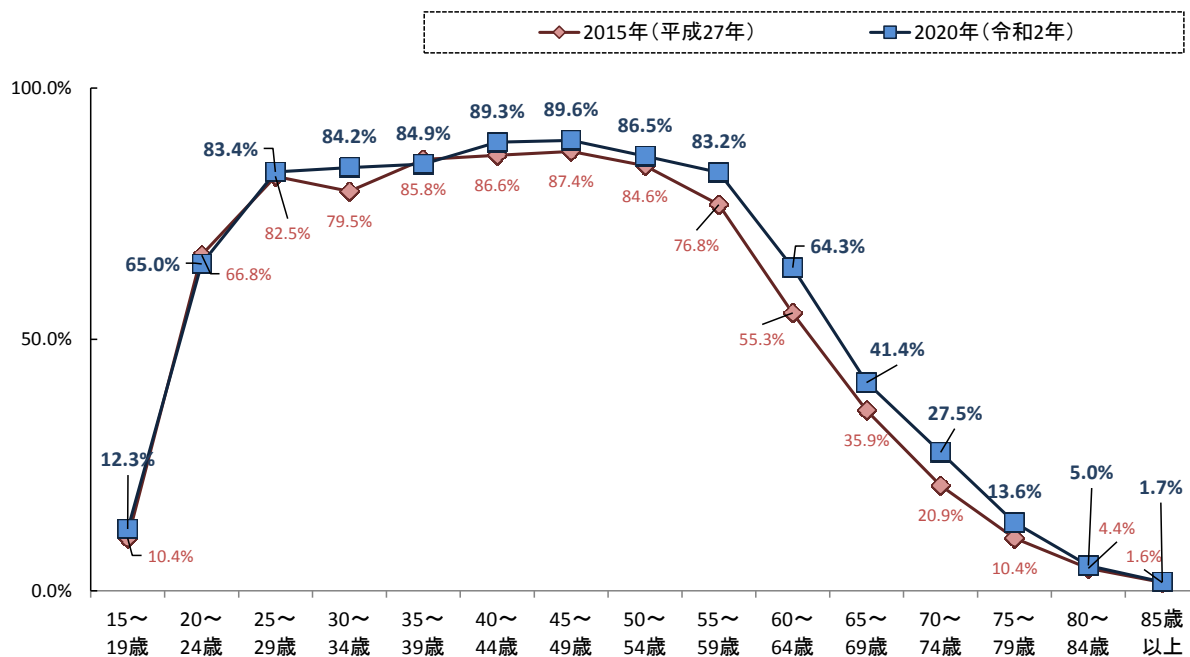
■ 自治会長に占める女性の割合



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

(3) 就業や雇用等の状況

①女性の年齢別就業率の推移

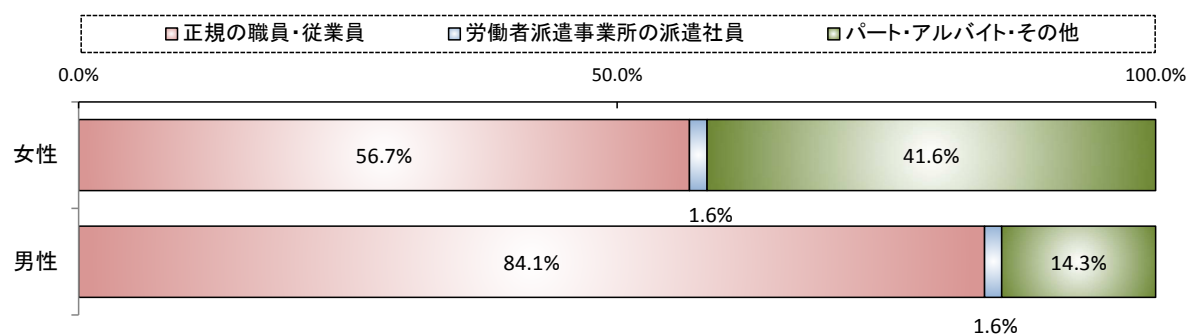


資料：国勢調査

本市における女性の就業率は、25歳から59歳まで80%以上となっており、60歳以降においても上昇がうかがえます。

また、女性の年齢別就業率は、近年までは出産・育児期に落ち込み、再び増加する、いわゆる「M字型曲線（M字カーブ）」を描く傾向をみせていましたが、近年ではそのカーブは緩やかになり、台形に近づいています。

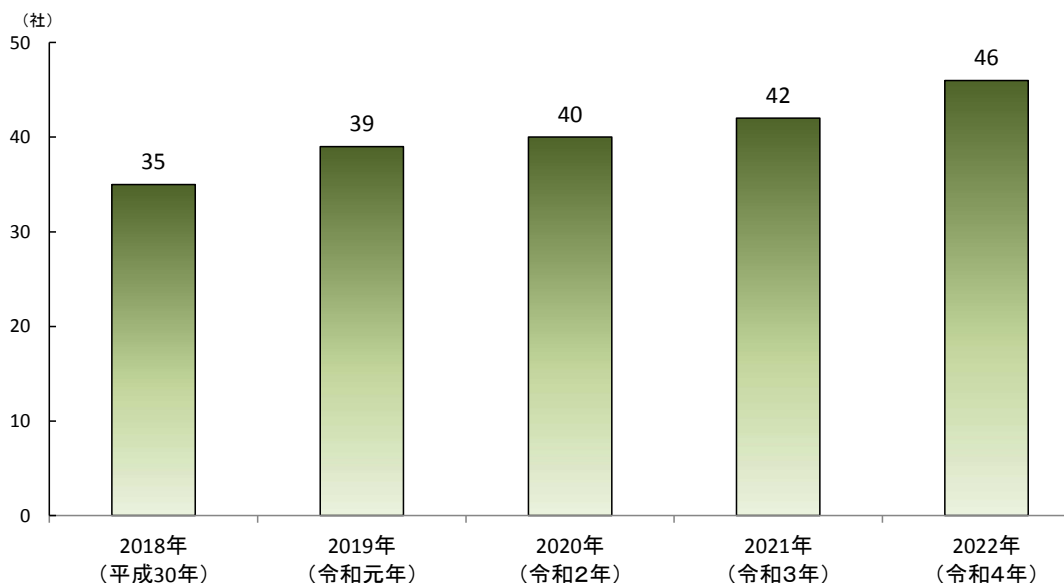
②雇用者の男女別雇用形態の状況



資料：2020年（令和2年）国勢調査

本市の男女別雇用形態の状況は、女性の約4割が「パート・アルバイト・その他」となっています。

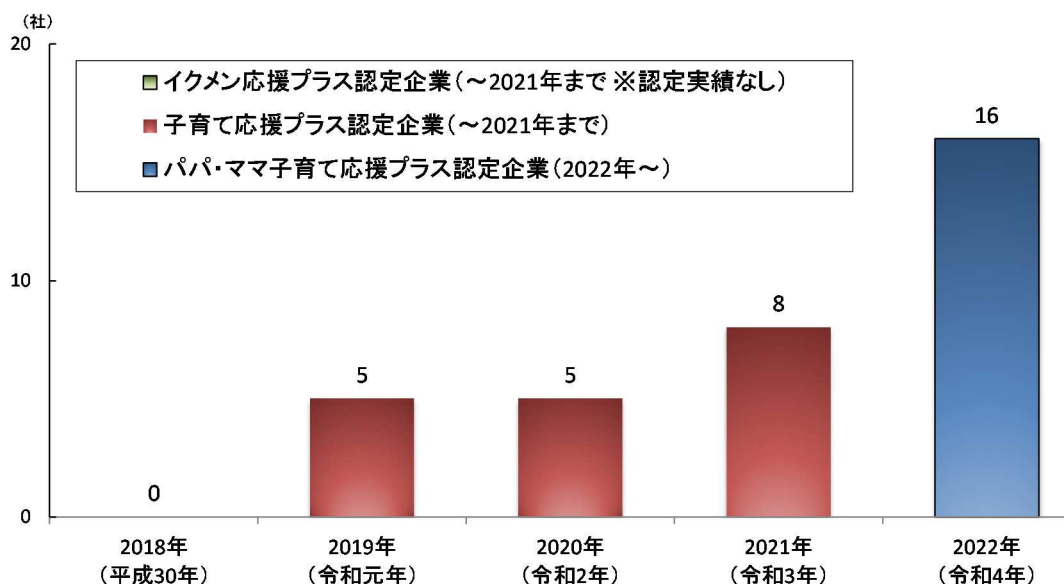
③ハッピー・パートナー登録企業数の推移



資料：村上市地域経済振興課調べ

男女共同参画社会実現への意識の高まりを受けて、本市内のハッピー・パートナー登録企業数は年々増加しており、2022年（令和4年）は46社が登録しています。

④パパ・ママ子育て応援プラス（旧イクメン応援プラス・旧子育て応援プラス）認定企業数の推移



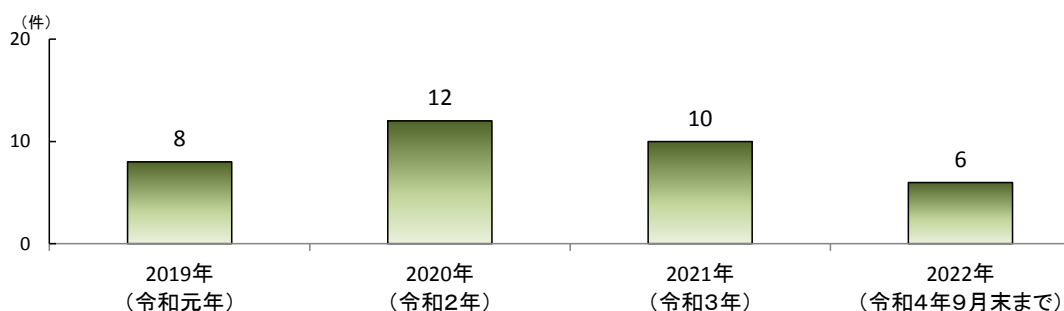
※ハッピー・パートナー登録企業の内、パパ・ママ子育て応援プラス認定は2022年（令和4年）より開始。2021年（令和3年）以前はイクメン応援プラス、子育て応援プラスの2認定事業としていた。

資料：村上市地域経済振興課調べ

ハッピー・パートナー登録企業の内、パパ・ママ子育て応援プラスの初年度認定企業数は16社で、これまでの子育て応援プラス認定企業の増加傾向から、今後も増加が見込まれます。

(4) 相談の状況

①女性相談件数の推移

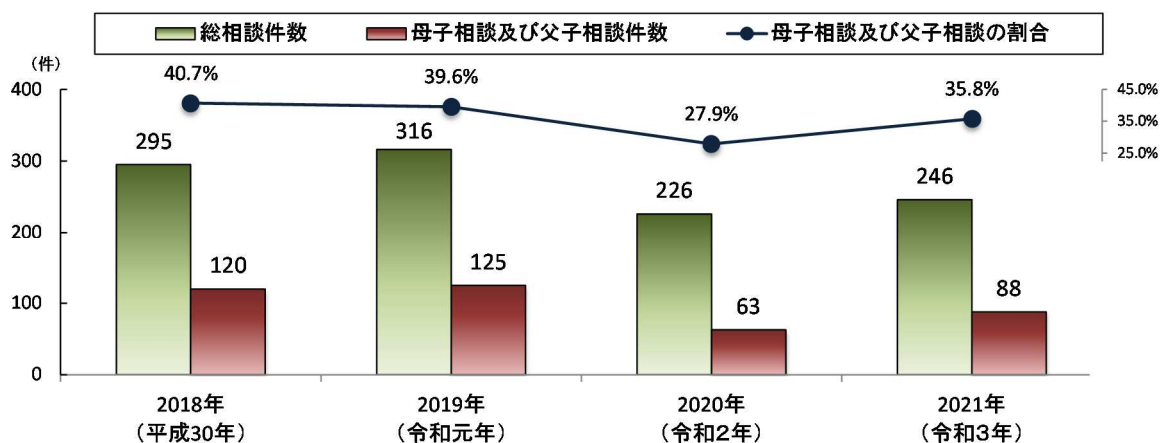


※福祉課で対応したハラスメントや離婚、女性の人権に関わる相談内容の件数。

資料：村上市福祉課調べ

毎年、10件前後の相談が寄せられています。

②母子相談等件数の推移

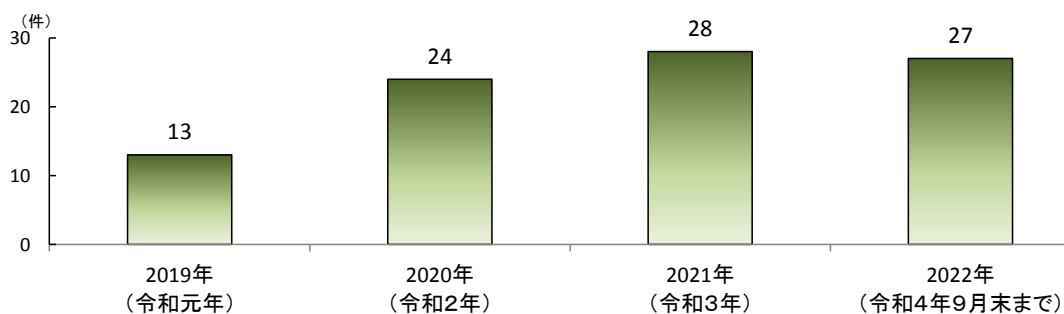


※こども課で対応した相談の件数。

資料：村上市こども課調べ

相談件数自体は減少傾向にありますが、依然として総相談に占める母子・父子相談の割合は3割前後と高くなっています。

②DV関連相談件数の推移



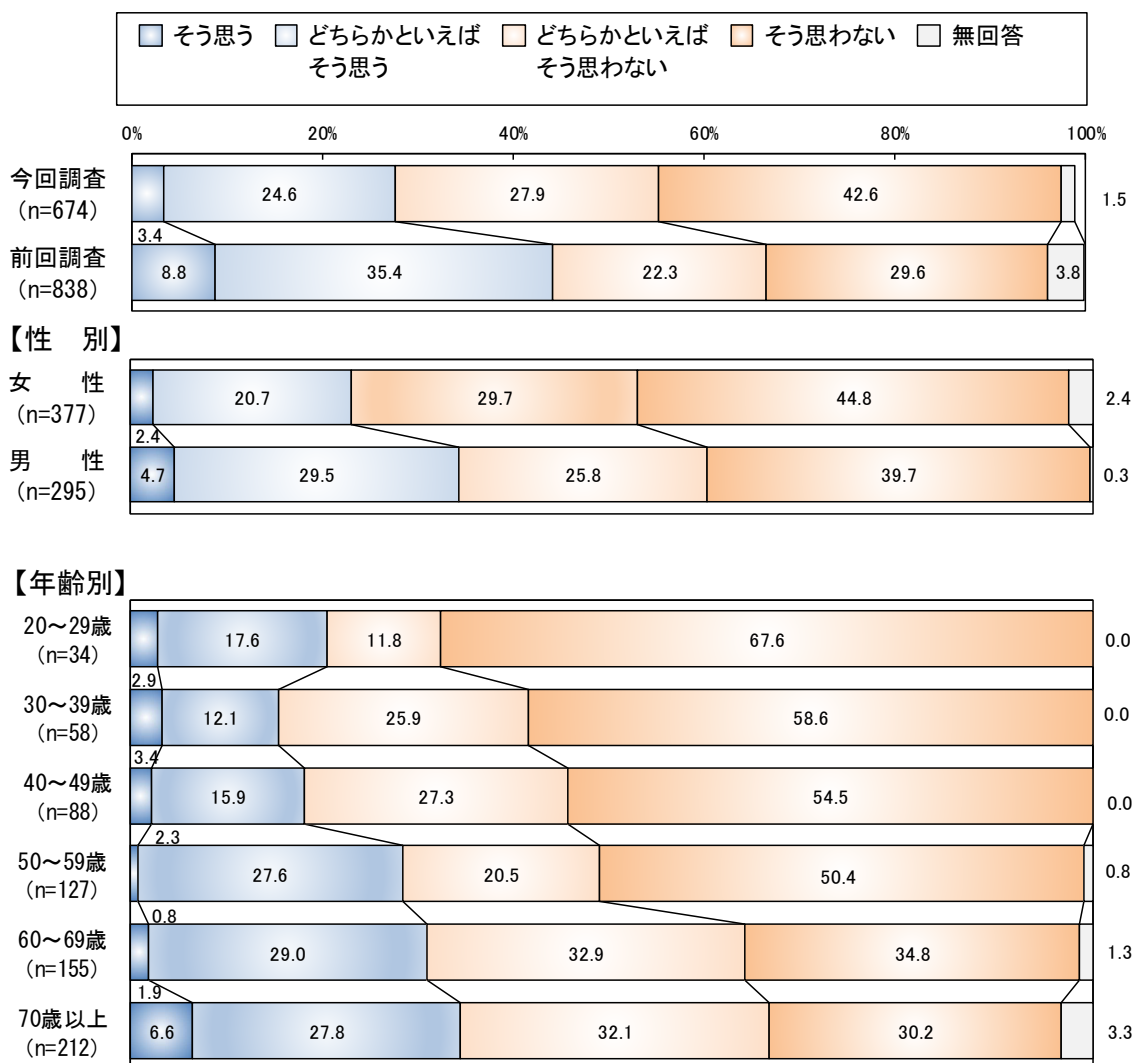
※福祉課、こども課、地域包括支援センターで対応した相談件数の合計値。

資料：村上市福祉課調べ

DVに関する相談は、明らかな増加傾向にあります。

2 男女共同参画に関する市民意識

(1) 「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という考え方について

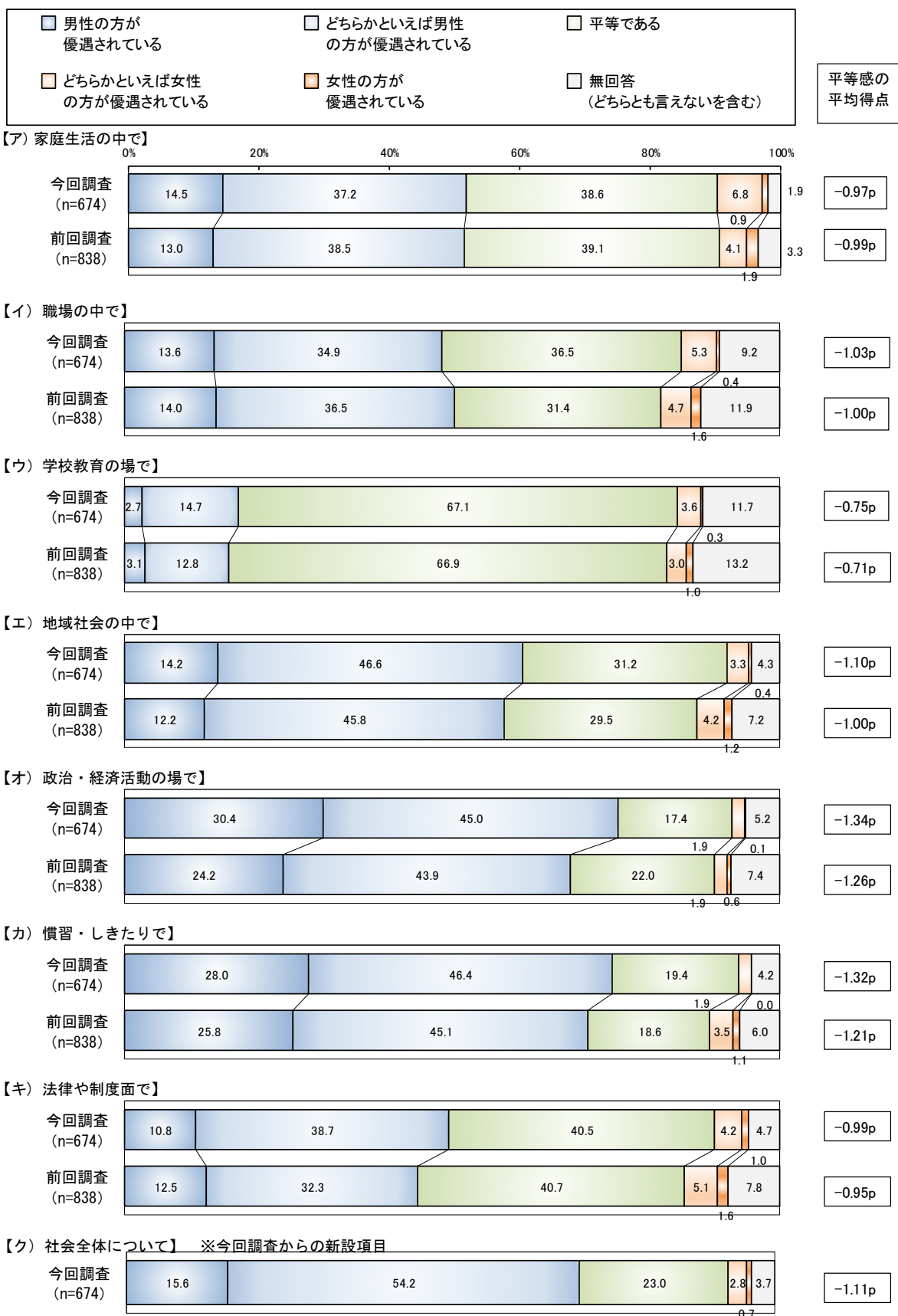


「そう思わない」が42.6%と最も高く、「どちらかといえばそう思わない」27.9%と合わせると約7割の人が『そう思わない』と考えています。

一方、「どちらかといえばそう思う」、「そう思う」を合わせた『そう思う』は28.0%となっています。

前回調査と比較すると『そう思わない』という回答が18.6ポイント増加していますが、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）はいまだに根強く残っています。

(2) 男女の地位の平等感について



< 平等感の平均得点の算出方法 >

各選択肢において、
 「男性の方が優遇されている（A）」に（-2点）、「どちらかといえば男性の方が優遇されている（B）」に（-1点）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている（C）」に（+1点）、「女性の方が優遇されている（D）」に（+2点）の点数を与え、それぞれの選択肢の回答者数に乗じて得られた値を合計し、合計得点を算出します。
 合計得点を当該質問の「無回答」を除く有効回答数で除して平等感得点を算出します。

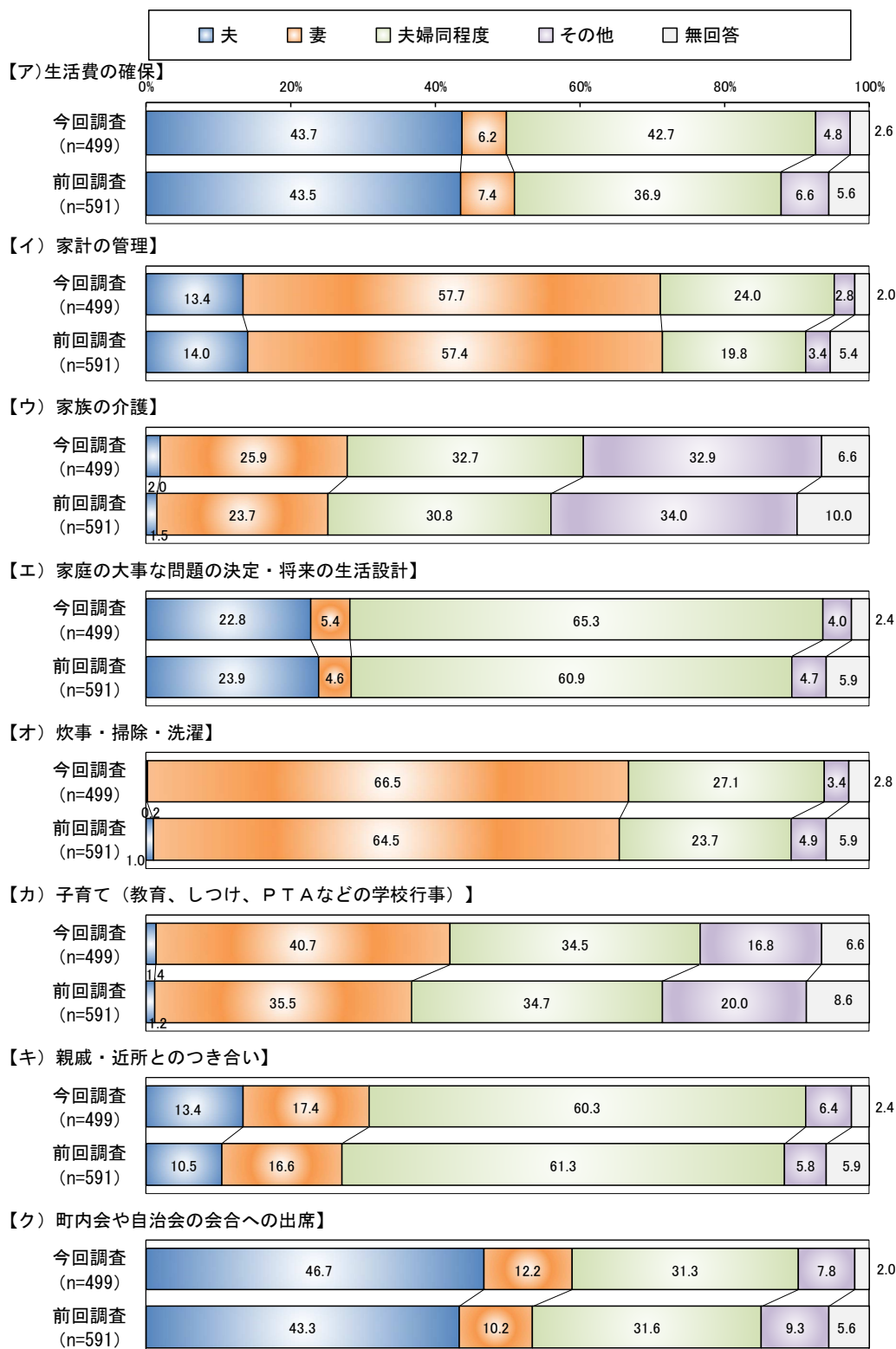
選択肢	合計	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
有効回答者数	A~D合計	A	B	C	D
評価得点 = $\frac{\{A \times (+2) + B \times (+1) + C \times (-1) + D \times (-2)\}}{(A + B + C + D)}$					

男女の地位の平等感については、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場で」（67.1%）で、他の分野と比べて男女共同参画が一段進んでいると考えられます。

反対に、不平等感が特に高かったのは、「政治・経済活動の場で」や「慣習・しきたりで」、「社会全体について」で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の回答の合計が7割程度を超えています。これら三つの場面以外でも、「学校教育の場で」を除いたすべての場面で5割前後が『男性の方が優遇されている』としています。多くの場面で依然として男性優位の社会であると感じていることがわかります。

なお、前回調査も含めて、すべての場面において平均得点はマイナスであり、男性優遇社会の意識が色濃く出ています。

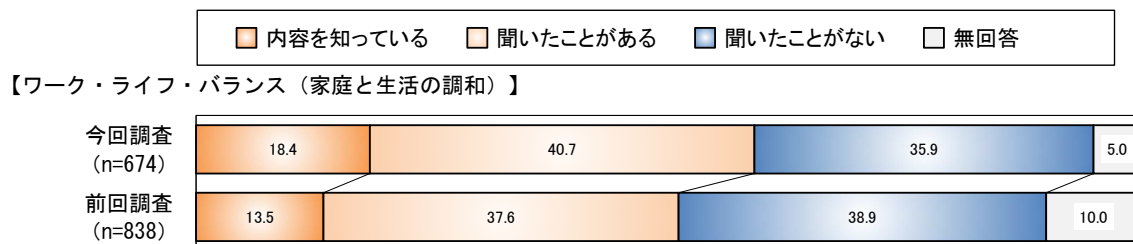
(3) 家庭生活・子育て等について



家庭生活や子育て等の分担について主に担当している方をたずねたところ、「町内会や自治会への会合の出席」や「生活費の確保」では、『夫』の割合が高く、「家計の管理」と「炊事・掃除・洗濯」や「子育て（教育、しつけ、PTAなどの学校行事）」では、『妻』の割合が高くなっています。

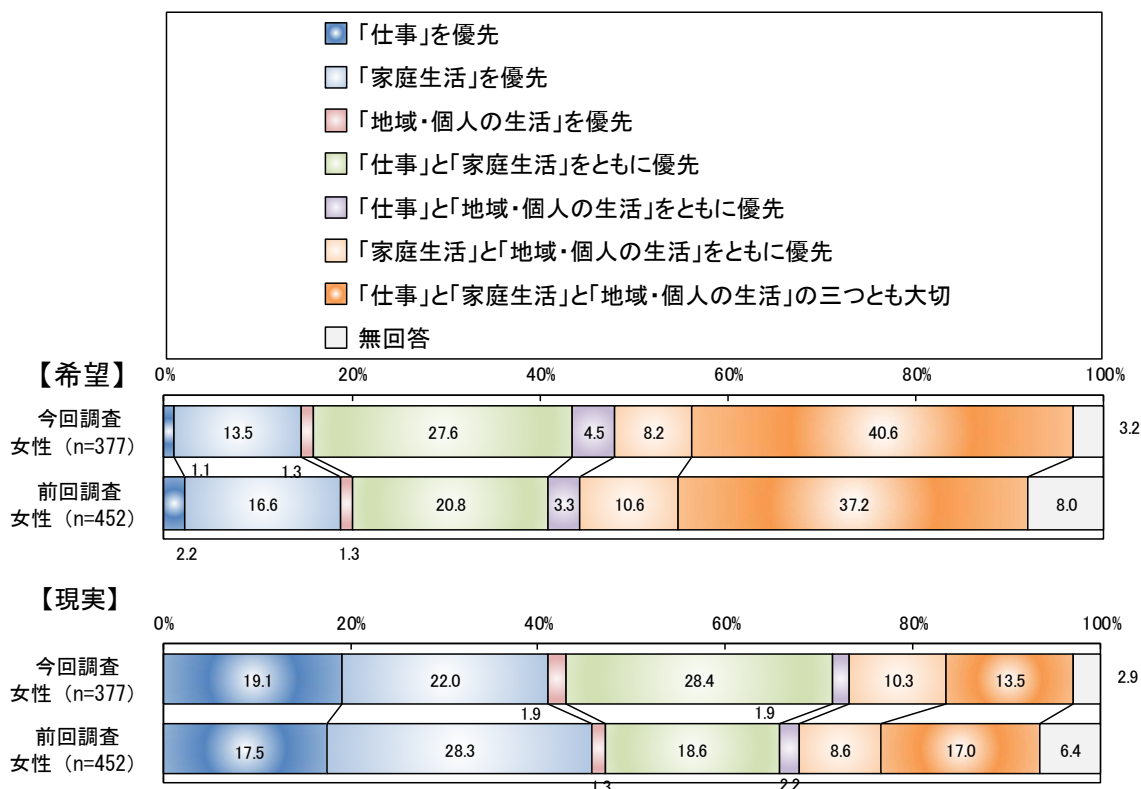
「家族の介護」、「家庭の大事な問題の決定・将来の生活設計」、「親戚・近所とのつき合い」では、『夫婦同程度』の割合が高くなっています。

(4) ワーク・ライフ・バランスの認知度について



「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を見ると、『知っている（「内容を知っている」と「聞いたことがある」の合計）は59.1%となっており、前回調査と比較すると8.0ポイント増加しています。

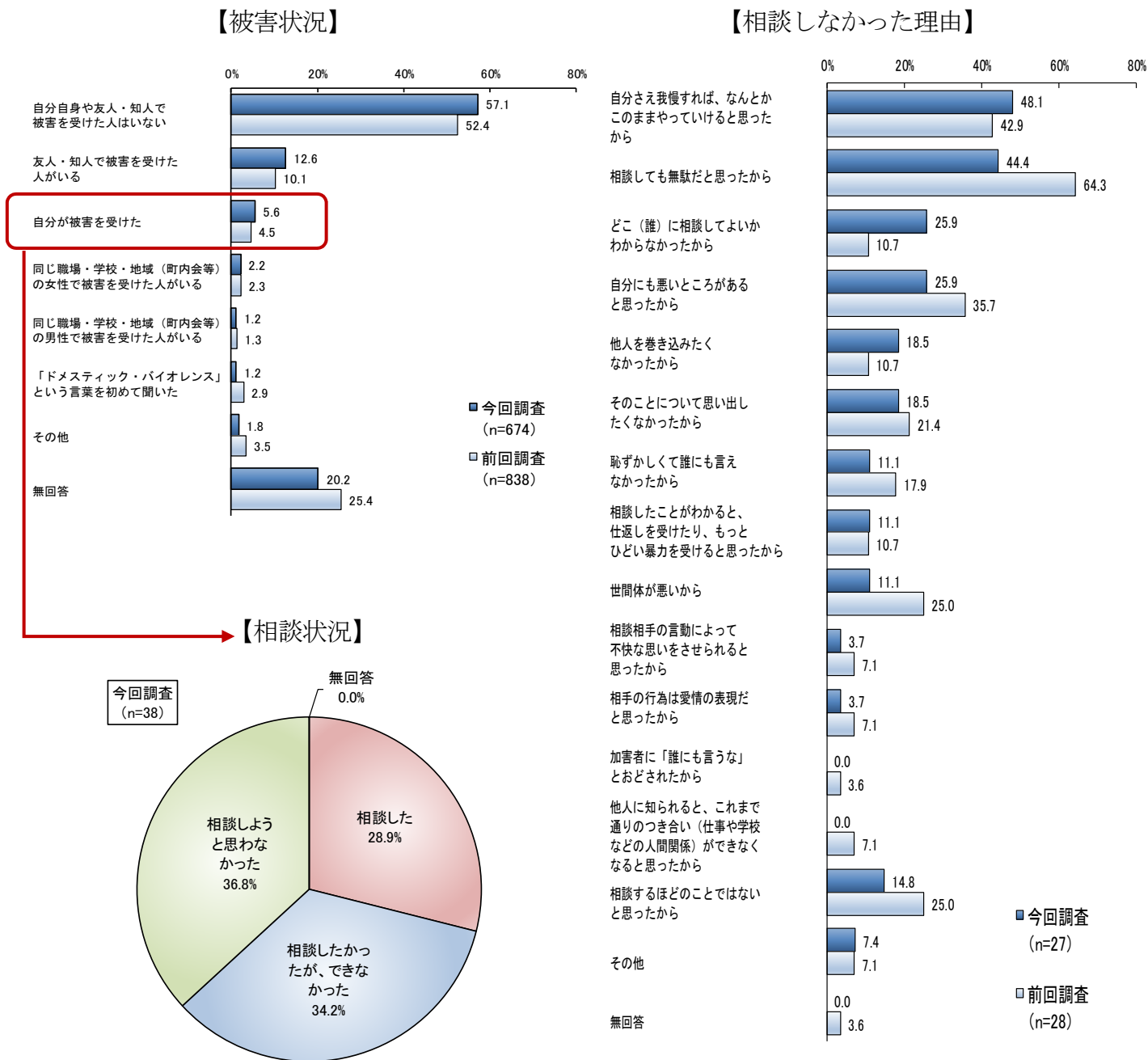
(5) 生活の中での優先度について（女性の結果について）



女性の生活の中での優先度について【希望】と【現実】を比較すると、【希望】では「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の三つとも大切」が40.6%で最も高く、【現実】では「仕事、家庭生活をともに優先」が26.4%で最も高く、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活の三つとも大切」は13.5%となっています。

(6) ドメスティック・バイオレンスの被害状況と

ドメスティック・バイオレンスを受けた際に相談しなかった理由について



自身がドメスティック・バイオレンスの被害を受けた方は5.6%で、前回調査より割合は若干ですが上昇しています。

自身がドメスティック・バイオレンスの被害を受けた方で、誰（どこ）にも『相談したかったが、できなかった、あるいは、相談しようと思わなかった』は約7割で、その理由をたずねたところ、約4人に1人は「どこ（誰）に相談してよいかわからなかったから」と回答しています。

3 第2次村上市男女共同参画計画の評価

(1) 「第2次計画」の進捗状況

本市では、「第2次計画」で位置付けた58の事業に対し、担当課による自己評価を毎年度実施し、「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」で検証及び審議を行い、進捗状況を公表してきました。

以下は、2021年度（令和3年度）に行った事業を総合的に評価した主な結果です。

【基本目標1 男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり】の進捗状況

基本目標	施策の方向性	具体的施策	
1、男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり			
1-（1）男女共同参画への意識づくり			
			2021年度の進捗状況
			今後に向けた改善点など
	(1) 男女共同参画に関する意識啓発や理解の促進	情報発信の機会が少ない中でも、市のあらゆる事業において男女共同参画を意識した対応を心掛けている。	市報やホームページ等を利用して、「男女の役割の固定観念をなくす」をテーマに情報発信しながら、男女共同参画に向けた意識啓発を進める。
1-（2）男女共同参画推進のための学習等機会の充実			
			2021年度の進捗状況
			今後に向けた改善点など
	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育・生涯学習の充実	子どもの成育に応じた道徳教育により、公正性・公平性を身に付けるよう指導している。また、教育に携わる教職員を対象とした人権教育研究集会を開催している。	引き続き、道徳の授業を通じ、公正性、公平性を身に付けるよう指導の充実を図るとともに、教職員が男女共同参画意識を高めることができるよう、研修等の取組を促進する。
1-（3）配偶者などからの暴力とセクシャル・ハラスメント等の根絶			
			2021年度の進捗状況
			今後に向けた改善点など
	(1) 暴力の予防と意識啓発【重点施策】	市報、リーフレットやホームページ等でDVや児童虐待防止の啓発活動を実施。学校教育活動の中でも暴力の防止・根絶に向けて啓発を行い、保護者にも取り組みを周知している。	市報、ホームページやポスターでの啓発活動を継続するとともに、学習機会の提供に努める。
			2021年度の進捗状況
			今後に向けた改善点など
	(2) 被害者支援に関する施策の推進	相談体制の充実を図るべく、女性相談研修など各種研修への参加を促した。リーフレットの設置やHPにて、相談機関や窓口の情報提供に努めた。	誰もが相談・申告しやすい環境の整備や情報提供に努める。
			2021年度の進捗状況
			今後に向けた改善点など
	(3) 各種ハラスメント防止の啓発	職員向け電子掲示板に、ハラスメントに対する相談窓口の案内を掲載した。関係機関の各種情報をホームページで提供した。	引き続き、情報提供に努める。

【基本目標 2 男女がともに参画しやすいまちづくり】の進捗状況

2、男女がともに参画しやすいまちづくり		
2-(1) 様々な場における女性の活躍推進		
(1) 職場における女性活躍の推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	企業に対し、女性就労環境向上事業補助金の活用や新潟県ハッピーパートナー企業への登録を推進し、企業内における女性の参画機会の創出を図った。	女性が積極的に活躍できるよう関連団体と連携した取り組みを推進していく。
	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	女性が中心となった団体の立ち上げ等もあり、女性登用への努力の成果は着実に現れている。「家庭教育支援チーム」とともに親の学習支援活動を行った。	積極的に女性の登用を推進し、「家庭教育支援チーム」に対する継続的な支援を行うとともに、女性団体の支援や新たな人材育成や情報提供に努める。
(2) 各種審議会・委員会など施策決定の場への女性の参画拡大	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	管理職員に占める女性の割合 16.8%(H31.4.1)⇒17.4%(R3.4.1) 特定事業主計画に定めた目標に向け実施。	令和3年度までに管理職に占める女性の割合を20%以上にする
(3) 市の女性職員の職域拡大と登用推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	まちづくり協議会の研修会では、女性が中心となって企画した事業や主体的に参画している事業も発表される等、女性組織の取組が進んでいる。	女性の人材育成などを支援するため、各種セミナーなどの情報提供を積極的に努める。
(4) あらゆる分野への女性の参画支援・人材育成	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	まちづくり協議会の研修会では、女性が中心となって企画した事業や主体的に参画している事業も発表される等、女性組織の取組が進んでいる。	女性の人材育成などを支援するため、各種セミナーなどの情報提供を積極的に努める。
2-(2) その他の場面(防災、心や身体等)における男女共同参画の推進		
(1) 心とからだの健康づくり支援	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	こころと身体のなんでも相談会を毎月実施した。また、地区の健康講演会等で心とからだの健康づくりについて講話や相談窓口のPRを行った。妊婦検診、特定健診、がん検診等を実施した。健康・維持増進のため相談会や家庭訪問等で保健指導を実施した。	相談会や講演会を通じ、健康を適切に管理・改善するための教育・学習を推進する。女性の健康・維持増進のため、各種検診を行うとともに相談会及び家庭訪問等といった保険事業の推進を図る。
(2) 性差を理解し、尊重し合う意識の啓発	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	思春期相談を市報でPRを実施した。成人式では、性に関する啓発活動は行っていない。	相談事業を引き続き行うとともに、県や関連団体と連携し、普及啓発に努める。
(3) 地域防災における男女共同参画	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	女性防災士8名の養成を行った。農協女性防火クラブ及び女性団員で構成される消防団広報指導分団と連携し、秋の火災予防運動週間に防火啓発活動を実施することができた。	更なる女性防災士の養成及び女性防災士が活動しやすい環境整備に努める。
(4) 誰もが安全安心に暮らせるまちづくりの推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進している。社会的弱者への配慮について相談があった場合は、担当課と連携して対応した。	各種相談受付も含め、高齢者や障がい者等、社会的弱者も安心して暮らせるまちづくりの推進に努める。

【基本目標3 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり】の進捗状況

3、男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり		
3-（1）家庭生活における男女共同参画の推進		
(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	男性の家事参加のため、関係機関と連携し料理教室を実施した。各種事業の中で伝えられることがあれば、伝えるようにしている。	地区の健康教育等で家事や介護の男性参加について引き続き話題提供していく。
(2) 子育て・介護支援の充実	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	妊娠届出時にパパの育児参加についてリーフレットを配布。乳幼児健診では父の育児参加について啓発を行った。	子育てや介護への支援を拡充しつつ、子育てや介護が、男女、そして地域が担うものという意識の醸成に努める。
3-（2）働く場における男女共同参画の推進		
(1) 働く場における機会・待遇の均等の推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	関係機関の各種情報をホームページで提供した。企業訪問時に男女雇用機会均等法等の資料を提供し啓発を図った。	ホームページなどへの掲載の工夫に努める。
(2) 男女がともに働きやすい環境づくり	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	事業者向けの広報誌などを通じ、PRを行った。また、企業訪問時にハッピー・パートナー企業への登録を促した。	事業所等へのPRを工夫するとともに、引き続き、ハッピー・パートナー企業への登録メリットを情報提供する。
(3) 農林水産業、商工業などの自営業者に従事する女性への支援	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	窓口に関連するチラシを設置したり、関係機関の各種情報をホームページで提供した。村上市産業支援プログラムの活用を推進し、女性の参画機会の創出を図った。	女性の活躍を推進するため、情報提供及び支援事業を活用し多様な学習機会の提供に努めます。
3-（3）ワーク・ライフ・バランス・（仕事と生活の調和）の推進		
(1) 男女がともに支え合う家族・地域づくり	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	国県のワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供を行った。	企業や各種団体と連携した講演会やセミナー等で啓発に努める。
(2) 介護支援・子育て支援サービスの充実	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	介護者の負担軽減や精神的なやすらぎを得られるよう、参加者同士の交流会や医師による講演を実施した。育児相談、離乳食相談、子育て相談事業、育児講座等定期的に実施し、必要時に関係機関と連携を図った。	子育てや介護への支援を拡充しつつ、子育てや介護が、男女、そして地域が担うものという意識の醸成に努める。
(3) 男性の家庭における活動への参加の促進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	男性を対象とした介護予防教室の食事指導をきっかけに調理したメニューの画像を参加者同士で公開しあい、意識啓発につなげた。	男性が男女共同参画に関連する講座や研修会に更に参加しやすい方法を検討していく。
(4) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2021年度の進捗状況	今後に向けた改善点など
	窓口にてチラシ設置、関係機関の各種情報をホームページに掲載したほか、企業訪問時に資料提供した。	ハローワーク、商工会議所、各商工会、雇用対策協議会の会報での掲載を引き続きお願いしていくとともに、ホームページなどへの掲載の工夫に努める。

(2) 「第2次計画」で設定した目標の達成状況

「第2次計画」では、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして「施策の成果目標」15項目を設定しました。それぞれの項目について目標値（令和4年度）を設定し、目標値達成に向けて毎年度ごとに進捗状況調査を行いまとめ、結果として、令和4年度の段階で15項目のうち目標値を達成した項目が3項目となりました。

目標値を達成できなかった項目の、特に「男女共同参画に関する講演会・研修会、講座等の実施」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による各講演会等の中止や制限による影響もあり開催等の中止を余儀なくされたものです。

以下は、「第2次計画」の成果を計る目安として定めた指標の数値結果です。

《 第2次計画時の目標指標の数値結果 》

基本目標1 男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり			
施策の方向性1－(1) 男女共同参画への意識づくり			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
「家庭生活の中での男女の地位が平等である」と思う人の割合	39.1%	50.0%	38.6%
「慣習・しきたりでの男女の地位が平等である」と思う人の割合	18.6%	30.0%	19.4%
施策の方向性1－(2) 男女共同参画推進のための学習等機会の充実			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
「村上市男女共同参画計画を知っている」人の割合	30.6%	40.0%	34.2%
「学校教育の場での男女の地位が平等である」と思う人の割合	66.9%	75.0%	67.1%
男女共同参画に関する講演会・研修会、講座等の実施	年1回実施	年3回実施	※コロナ禍状況のため2020～2022 未実施
施策の方向性1－(3) 配偶者などからの暴力とセクシャル・ハラスメント等の根絶			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
ドメスティック・バイオレンス被害者で「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」と答えた人の割合	10.7%	皆無 (-)	25.9%
セクシャル・ハラスメント被害者で「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」と答えた人の割合	10.0%	皆無 (-)	23.1%

基本目標2 男女がともに参画しやすいまちづくり			
施策の方向性2－(1) 様々な場における女性の活躍推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
女性委員のいない 審議会等の割合	22.7% (10/44組織)	0% (0/全組織)	35.4% (17/48 組織)
市の各種審議会等における 女性登用率	19.3%	25.0%	20.9%
市職員の管理職（保育士・消防職 員・技能員を除く係長以上）に 占める女性職員の割合	22.1%	25.0%	25.9%
施策の方向性2－(2) その他の場面（防災、心や身体等）における男女共同参画の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
男女共同参画の視点に配慮した 防災訓練や防災研修の実施	年1回実施	年1回実施	年 21 回実施
基本目標3 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり			
施策の方向性3－(1) 家庭生活における男女共同参画の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
男性向け家事・育児・介護に 関する各種講座の開催	7 講座	10講座	4 講座
施策の方向性3－(2) 働く場における男女共同参画の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
ハッピー・パートナー 企業登録数	28社	40社	46 社
家族経営協定締結数	84件	100件	27 件
施策の方向性3－(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進			
内 容	現状値 (2017 調査)	目標値	結果 (2022 調査)
ワーク・ライフ・バランスの 認知度	女性：49.5% 男性：53.8%	女性：60.0% 男性：60.0%	女性：54.9% 男性：64.4%

4 課題の整理と今後取り組むべき重点対策

社会情勢や各種統計データ、市民意識調査結果、「第2次計画」の進捗状況等から、男女共同参画における本市の主要な課題と重点的に行う対策を以下の3つにまとめました。これら以外にも様々な課題は散在しており、それらの課題については、「第4章 施策の展開」に記載した、それぞれの課題に対応する施策を推進することで解消をはかっていきます。

(1) あらゆる暴力の防止とDVや困難を抱える人への支援が必要

【現状】

- ◆市民意識調査をみると、DVを受けたことを相談しなかった（できなかった、しようと思わなかった）方が依然として被害者の約7割を占め、その理由として4人に1人程度が相談先不明としています。一方で、相談した方の相談先については、家族・親戚や友人・知人が高く、警察や公的機関は低くなっています。
- ◆新型コロナウイルスの世界的流行の影響で、在宅時間の増加やストレスからDVの増加や深刻化が進んでいます。
- ◆国では、DV防止法の改正により、DV被害者の保護対策の強化が進められています。また、パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアルハラスメントの防止対策も強化され、事業者や団体とも連携を図り、広く取組を推進していく必要があります。

【課題】

- ◆DVを受けても公的機関へ相談する人は少なく、情報が行き届いていない、あるいは公的機関の相談窓口の利用を躊躇していることが懸念されます。

【対策】

DVやハラスメントに対する正しい理解を深めるとともに、被害者の早期発見・早期対応につなげるため、相談窓口についての周知が必要です。

また、女性だけでなく男性の被害者も支援が受けやすいような、体制づくりを進めることが必要です

(2) 女性がより活躍できる環境づくりが必要

【現状】

- ◆政策・方針決定の場への女性の参画状況では、審議会委員、市の管理職、自治会長等のいずれの場面においても女性の割合が男性より低くなっています。
- ◆女性の雇用形態は、約4割が「パート・アルバイト・その他」であり、男性に比べて高くなっています。
- ◆市民意識調査をみると、女性のワーク・ライフ・バランスに関して「希望」と「現実」に乖離がみられます。

【課題】

- ◆出産や育児・介護など、家庭の事情を理由とした離職は女性に偏っています。
- ◆政策・方針決定の場や企業等の管理的立場における女性の参画拡大、柔軟な働き方の実現等、女性が活躍できる地域づくりが地方創生の観点からも求められます。

【対策】

政策・方針決定の場への女性の参画に向け、女性委員のいない審議会等については、女性登用を促進するための更なる取組が必要です。

あらゆる分野や場面で、女性活躍促進に向けて、女性のエンパワーメントに関する周知・啓発、企業等におけるポジティブ・アクションの促進等による、意識改革を図ることが必要です。

育児や介護により、働きたいにもかかわらず一旦、離職する女性が少なくないことから、多様な働き方を促進することにより離職者を減少させるとともに、育児を終えた方や、離職者・転職者の再就職・再雇用の支援を行うことが必要です。

(3) あらゆる場面における意識改革が必要

【現状】

- ◆市民意識調査をみると、男女の平等感は多くの項目で「男性優遇」の考え方が強く、日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の実際についても多くは女性の分担となっています。
- ◆同じく、市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」という固定的な性別役割分担意識は、前回調査時より薄れるなどの改善が見られますが、いまだに根強く残っています。

【課題】

- ◆家庭をはじめとして、性別役割分担意識が依然として残っていることがうかがえ、女性の活躍を阻害する要因となっています。あらゆる場面における意識改革が重要となっています。

【対策】

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がいまだに根強く残っていることから、その解消に向け、今後は、ライフステージに応じて広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

